第四十九条の七　法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。 一～十四　（略） 十五　施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別 十六　（略）	**第四十九条の七**　法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。 一～十四　（略） （新設） 十五　（略）

附　則

この省令は、令和三年五月一日から施行する。